



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則  
(高齢者福祉介護課) ..... 1

### 告 示

- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定 (福祉政策課) ..... 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の名称の変更の届出 (福祉政策課) ..... 3
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出 (福祉政策課) ..... 3
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定の取消し (福祉政策課) ..... 3
- 民有保安林の指定の解除の予定 (森林管理課) ..... 4
- 兼用工作物の管理協定の締結 (河川課) ..... 4

### 公 告

- 知事の職務代理人 (秘書課) ..... 4
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (消費・暮らし安全課) ..... 4
- 開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) ..... 5
- 開発行為に関する工事の完了 (北部土木事務所) ..... 5
- 開発行為に関する工事の完了・4件 (中部土木事務所) ..... 5

### 収用委員会事項

- 使用の裁決手続開始の決定・2件 ..... 6

### その他

- 行政書士試験の実施 ..... 7

### 正 誤

- 平成27年6月16日付け公報定期第4355号中訂正 ..... 9

## 規 則

沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 7月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 沖縄県規則第51号

#### 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (平成25年沖縄県規則第44号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第4号アを次のように改める。

- ア 常勤換算方法で、一般入所者 (入所者であって、指定特定施設入居者生活介護 (沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成25年沖縄県条例第23号)第217条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。))、指定地域密着型特定施設入居者生活介護 (指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年

厚生労働省令第34号) 第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。) 又は指定介護予防特定施設入居者生活介護(沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年沖縄県条例第24号) 第203条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。) の提供を受けていないものをいう。以下同じ。) の数が15又はその端数を増すごとに1以上とすること。

第5条第6項中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム(以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。)」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改め、同条第7項中「外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改める。

第6条第1項第1号中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改め、同条第3項中「前2項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、第5条第1項第3号の規定に基づく生活相談員を置いていない場合」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 沖縄県告示第384号

生活保護法(昭和25年法律第144号) 第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成27年 7月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
とのしろ薬局	石垣市字登野城167番地	平成27年 4月 1日
金武リハビリテーションクリニック	金武町字金武10912番地	平成27年 5月 1日
ひまわり薬局中部店	うるま市字宮里201番地 5	平成27年 5月 1日
登川クリニック	沖縄市登川二丁目24番 2号	平成27年 5月 1日
わくさん内科	中城村字屋宜597番地13	平成27年 5月 1日
まちなと内科在宅クリニック	浦添市牧港二丁目46番 8号	平成27年 5月 1日
さわやか薬局	宜野湾市長田一丁目29番 1号	平成27年 5月 7日
シーサークリニック	名護市宮里五丁目15番15号島津ビル 1 F	平成27年 6月 1日
松井薬局浦添店	浦添市牧港四丁目 6番 9号	平成27年 6月 1日
渡名喜村歯科診療所	渡名喜村1916番地の 1	平成27年 6月 1日
ファミリー歯科	石垣市字真栄里204番地375	平成27年 6月 1日
いちょう内科あしとみ	西原町字内間345番地 2	平成27年 6月 5日
訪問看護ステーションテンタス	糸満市字糸満989番地74 1 F	平成27年 6月12日

**沖縄県告示第385号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成27年 7月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

名称の変更

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
医療法人社団幸悠会本部歯科医院	本部町字大浜858番地 8	医療法人社団幸悠会本部カムカム歯科医院	医療法人社団幸悠会本部歯科医院	平成27年 5月11日

**沖縄県告示第386号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成27年 7月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
嘉間良薬局	沖縄市中央一丁目 5番14号	平成26年 7月31日
医療法人杏月会ALBA OKINAWA CLINIC	糸満市字潮平787番地 5	平成26年10月31日
やふそ歯科医院	浦添市屋富祖二丁目24番 7号	平成27年 3月18日
とのしろ薬局	石垣市字登野城167番地	平成27年 3月31日
ぎんばるの杜金武リハビリテーションクリニック	金武町字金武10912番地	平成27年 5月 1日
登川クリニック	沖縄市登川二丁目24番 2号	平成27年 5月 1日
わくさん内科	中城村字屋宜597番地13	平成27年 5月 1日
まちなと内科クリニック	浦添市牧港二丁目46番 8号	平成27年 5月 1日
さわやか薬局	宜野湾市長田一丁目28番 3号	平成27年 5月 7日
ファミリー歯科	石垣市字真栄里204番地375	平成27年 5月11日
仲田歯科	沖縄市山里二丁目11番22号	平成27年 5月28日
医療法人悠久会久田小児科クリニック	宜野湾市野嵩二丁目28番 5号	平成27年 5月31日
和花クリニック	沖縄市東一丁目 5番17号 2階・3階	平成27年 6月 1日

**沖縄県告示第387号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第2項の規定により、指定医療機関の指定を次のとおり取り消した。

平成27年 7月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	取消し年月日
ラビット歯科	浦添市屋富祖一丁目 5番 2号	平成27年 6月26日

**沖縄県告示第388号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成27年 7月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除予定保安林の所在場所 島尻郡伊平屋村字田名ヨナ原1106番・字田名桃原1450番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 用排水路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

**沖縄県告示第389号**

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、河川区域と公園との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、沖縄県土木建築部河川課及び沖縄県北部土木事務所において縦覧に供する。

平成27年 7月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 河川の名称 福地川水系福地川
- 2 河川管理施設の名称又は種類 福地川護岸及び管理用通路
- 3 河川管理施設の位置 東村字川田337番地先
- 4 管理を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
  - (1) 名称及び所在地 東村 東村字平良804番地
  - (2) 代表者 公園管理者 東村長 伊集盛久
- 5 管理の内容
  - (1) 公園施設（公園の附属物その他の専ら公園の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（公園の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
  - (2) 公園施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間 平成27年 6月16日から公園が存続する日まで

**公 告**

この度本職は、海外へ出張するので、平成27年 7月 9日から同月14日までの間における本職の職務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、沖縄県副知事浦崎唯昭が代理する。

平成27年 7月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課において、平成27年 8月21日まで縦覧に供する。

平成27年 7月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成27年 6月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人島尻体験ネットワーク
- 3 代表者の氏名 當銘由則

- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県南城市佐敷字佐敷1539番地247
- 5 定款に記載された目的 この法人は、南城市及び近隣市町村に対して、体験観光の受け入れ、地域への観光客の送客、地域の観光PRなどを通して、ネットワークを図り、地域の自然や文化を活かした体験型観光で地域活性化に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年7月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年6月10日 沖縄県指令土第790号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字喜屋武613番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字喜屋武119番地仲里アパート1階 仲里修
- 5 検査済証番号 平成27年6月26日 第4229号
- 6 工事完了年月日 平成27年6月6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年7月7日

沖縄県北部土木事務所長 田 原 武 文

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年1月27日 沖縄県指令北土第42号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 名護市字真喜屋762番1ほか1筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 名護市港一丁目1番1号 名護市長 稲嶺進
- 5 検査済証番号 平成27年3月25日 H第4号
- 6 工事完了年月日 平成27年3月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年7月7日

沖縄県中部土木事務所長 嘉 手 納 良 文

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年1月7日 沖縄県指令中土第14号、平成26年8月29日 沖縄県指令中土第2454号（変更）、平成27年3月3日 沖縄県指令中土第807号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 沖縄市知花五丁目888番1、930番、932番及び933番（1工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市古波蔵4丁目10番5号 社会福祉法人沖縄にじの会 理事長 仲西常雄
- 5 検査済証番号 平成27年3月17日 C第197号
- 6 工事完了年月日 平成27年3月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年7月7日

沖縄県中部土木事務所長 嘉 手 納 良 文

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年8月4日 沖縄県指令中土第2197号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字奥間浜原851番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 沖縄市高原二丁目2番52号仲宗根アパート302号 大城徳幸

- 5 検査済証番号 平成27年 4月 7日 C第198号  
6 工事完了年月日 平成27年 4月 5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 7月 7日

沖縄県中部土木事務所長 嘉手納 良文

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年 8月13日 沖縄県指令中土第2282号  
2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字安谷屋2234番1  
3 公共施設 なし  
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北中城村字安谷屋192番地 山内孝司  
5 検査済証番号 平成27年 5月14日 C第202号  
6 工事完了年月日 平成27年 4月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 7月 7日

沖縄県中部土木事務所長 嘉手納 良文

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年12月25日 沖縄県指令中土第3704号、平成27年 4月22日 沖縄県指令中土第1551号（変更）  
2 開発区域に含まれる地域の名称 浦添市大平二丁目428番2ほか4筆  
3 公共施設 なし  
4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 浦添市牧港三丁目1番1号 医療法人博心会 理事長 渡久山博美  
5 検査済証番号 平成27年 5月15日 C第203号  
6 工事完了年月日 平成27年 4月28日

## 収用委員会事項

### 沖縄県収用委員会告示第11号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成27年 7月 7日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長  
2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用  
3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
嘉手納町字東青名地原	80番3	雑種地	790	790.83	790.83
嘉手納町字東青名地原	80番4	雑種地	790	790.84	790.84
嘉手納町字東青名地原	80番6	雑種地	790	790.86	790.86
嘉手納町字東青名地原	80番7	雑種地	790	790.86	790.86

## 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
高江洲昌信	沖縄市安慶田五丁目3番45号

## 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
沖縄県農業協同組合	那覇市楚辺2丁目33番18号	抵当権 平成7年11月1日第6062号 抵当権 平成12年5月10日第9770号

## 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成27年6月18日

## 沖縄県収用委員会告示第12号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成27年7月7日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積（㎡）		使用しようとする土地の面積（㎡）
			登記簿	実測	
嘉手納町字野国後原	248番	畑	1,568	1,568.47	1,568.47

## 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
沢岬安典	東京都品川区大井1丁目53番3号M-GATE305

## 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

## 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成27年6月18日

## そ の 他

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により沖縄県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験を、次のとおり実施する。

平成27年7月7日

一般財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 磯 部 力

- 1 試験期日 平成27年11月8日（日曜日）午後1時から午後4時まで
- 2 試験場所 沖縄大学 那覇市字国場555番地
- 3 試験の科目及び方法
  - (1) 試験の科目
    - ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題） 憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、

商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成27年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。

イ 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数14題） 政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。記述式は、40字程度で記述するものを出題する。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間 平成27年8月3日（月曜日）から同年9月4日（金曜日）まで。同日の消印があるものに限り、受け付ける。

イ 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター 〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

ウ 提出書類 受験願書一式。受験願書と併せて配布する封筒を使用し簡易書留郵便で郵送すること。

エ 受験手数料 7,000円。受験手数料の払込方法については、試験案内に記載された方法によること。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

(7) 郵送配布

a 配布期間 平成27年8月3日（月曜日）から同月28日（金曜日）まで。140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号：A4サイズ用の紙が折らずに入る大きさ）を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きし、bの宛先に郵便で請求すること（平成27年8月28日必着）。

b 宛先 〒100-8779 日本郵便株式会社 銀座郵便局留 一般財団法人行政書士試験研究センター

(4) 窓口配布

a 配布期間 平成27年8月3日（月曜日）から同年9月4日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

b 配布場所及び配布時間

配布場所	所在地	電話番号	配布時間
沖縄県企画部市町村課	那覇市泉崎1丁目2番2号 (沖縄県庁7階)	098-866-2134	午前8時30分から午後5時15分まで
沖縄県名護県税事務所	名護市大南一丁目13番11号 (北部合同庁舎)	0980-52-2170	
沖縄県コザ県税事務所	沖縄市美原一丁目6番34号 (中部合同庁舎)	098-894-6500	
沖縄県宮古事務所総務課	宮古島市平良字西里1125番地 (宮古合同庁舎)	0980-72-2551	
沖縄県八重山事務所総務課	石垣市字真栄里438番地1 (八重山合同庁舎)	0980-82-3040	
沖縄県行政書士会	浦添市伊祖四丁目6番2号 (沖縄県行政書士会館)	098-870-1488	午前9時から午後5時まで

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力 一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入

力すること。

イ 受験手数料の払込み

(7) 受験手数料（7,000円）の払込みは、出願画面の指示に従ってクレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）又はコンビニエンスストアにて払い込むものとする。

(イ) 利用できるクレジットカードは、VISA、Master、UC、JCB、アメリカン・エクスプレス又はDinersとする。

(ロ) 利用できるコンビニエンスストアは、セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、サークルKサンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア又はスリーエフとする。

(エ) 払込みに要する費用は、受験申込者の負担とする。

(オ) 一旦払い込まれた受験手数料は、天災等の事由により試験を実施しないこととした場合等以外は返還しない。

ウ 受付期間 平成27年8月3日（月曜日）午前9時から同年9月1日（火曜日）午後5時まで。出願システムは、同日午後5時で終了するため、同日午後5時までに入力を完了していないと、たとえ接続中（入力中）であっても申込みができなくなるので、注意すること。最終日は、混雑が予想されるので、余裕を持って申し込むこと。

(3) 問合せ先 一般財団法人行政書士試験研究センター（電話番号03-3263-7700）

5 特例措置の実施 身体の機能に障がいがあり、車椅子の使用、拡大鏡の持込み、補聴器の使用など、受験に際して特別の措置を希望する者は、申請の手続が必要となるので、受験申込みに先立って問合せ先に相談すること。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日時 平成28年1月27日（水曜日）午前9時

(2) 方法 一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示した後、受験者全員に合否通知書を郵送する。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページに合格者の受験番号を登載する。

## 正 誤

平成27年6月16日付け公報定期第4355号掲載の「兼用工作物の管理協定の締結（沖縄県告示第370号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
2	下から15	金武町字金武1番地	金武町 金武町字金武1番地

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--